特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	公立高等学校等就学支援金の支給に関する事務に係る個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
山形県教育委員会は、高等学校等就学支援金に関する事務において個人番号を利用するに当たり、特定個人情報ファイルの不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山形県教育委員会

公表日
令和4年4月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公立高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立の高等学校に通う生徒で、保護者等の所得が一定基準以下の者に対して、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の課税標準額（課税所得額）及び市町村民税調整控除額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて税額情報を照会し、受給資格の認定を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山形県教育庁教育政策課
②所属長の役職名	教育庁教育政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター（総務部学事文書課） 〒990-8570　山形県山形市松波二丁目8番1号　　023-630-3014

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県教育庁教育政策課 〒990-8570　山形市松波二丁目8番1号　023-630-2233

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	教育庁総務課長　奥山　賢	教育庁総務課長	事前	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数（いつ時点の計数か）	平成30年3月16日	平成31年2月1日	事前	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数（いつ時点の計数か）	平成30年3月16日	平成31年2月1日	事前	
平成31年2月1日	Ⅳリスク対策	項目なし	項目追加	事前	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立の高等学校に通う生徒で、市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額が一定額未満のものに対して、授業料相当分を支給する。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、公立の高等学校に通う生徒で、保護者等の所得が一定基準以下の者に対して、授業料相当分を支給する。	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	保護者等の市町村民税所得割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。	保護者等の課税標準額（課税所得額）及び市町村民税調整控除額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて税額情報等を照会し、受給資格の認定を行う。	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報　4..情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　①部署	山形県教育庁総務課	山形県教育庁教育政策課	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	教育庁総務課長	教育庁教育政策課長	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数（いつ時点の計数か）	平成31年2月1日	令和4年4月1日	事前	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数（いつ時点の計数か）	平成31年2月1日	令和4年4月1日	事前	